

資料:教育基本法と「改正案」の比較

文教科学委員会調査室 ありその ひろあき すずき ゆき
有 蘭 裕 章・鈴木 友紀

教育基本法は、憲法と同じ昭和 22 年に施行された戦後教育の理念を規定した法律である。その提案理由では、「教育刷新の第一前提として、新しい教育の根本理念を確立明示する必要がある。それは、新しい時代に即応する教育の目的、方針を明示し、教育者及び国民一般の指針たらしめなければならない」とされている。

過去、改正案が内閣から国会に提出された例はない。

現在の改正に向けての動きは、小淵恵三総理の私的諮問機関として設置された「教育改

教育基本法	政府案 (平成 18 年 4 月 28 日 閣議決定、国会提出)
前文 われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。 われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。 ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。	我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。 ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。
教育の目的・目標・方針	
第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。	第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。	第二条 (教育の目標) 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

革国民会議」の最終報告（平成 12 年 12 月）とこれを受けた平成 13 年 11 月の遠山敦子文科相の諮問に対する中央教育審議会答申（平成 15 年 3 月 20 日）に基づくものである。同最終報告は、「新しい時代にふさわしい教育基本法」を求め、3つの観点を示した（(1)新しい時代を生きる日本人の育成（グローバル化、環境、生涯学習、家庭、地域等）、(2)伝統、文化の継承・尊重・発展、(3)教育に対する行財政措置のための教育振興基本計画策定）。中教審答申では、現行法の「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念は今後とも大切にしながら、「公共の精神」や「家庭教育の役割」など、今日極めて重要と考えられる理念等を明確にするため、その改正が必要とされた。

答申後、第 1 回「与党教育基本法に関する協議会」が開催（平成 15 年 5 月）され、平成 18 年 4 月 13 日に最終報告が公表された。4 月 28 日に閣議決定、国会に提出された全部改正案は、与党協議会の最終報告に沿った内容となっている。

ここでは、現行法、政府案に加え、平成 18 年 3 月にまとめられた「超党派議連『教育基本法改正促進委員会』（案）」を事項別の表に整理した。

超党派議連「教育基本法改正促進委員会」(案) (平成 18 年 3 月)	備考
<p>前文</p> <p>人類社会は今、幾多の歴史的経験の中で、世界の平和と繁栄、自然と人類との共生社会の実現をめざしている。</p> <p>我らは自他の敬愛と協力のもと、自然との調和、多様な文化の受容と共存を培ってきた我が国の誇りある文化を受け継ぎ発展させ、人類社会に貢献することが、崇高な使命であることを確信する。</p> <p>我らは、この使命を果たすために、広い国際的視野を保持し、我が国の豊かな伝統と文化に立脚する新しい教育の意義を自覚しなければならない。</p> <p>ここに、その使命の実現が、家庭、学校、社会、国家を通じた教育によるものと認識し、我が国の教育の新しい基本を確立するため、この法律を制定する。</p>	<p>【「伝統」「文化」について】 政府案、議連案とも、「伝統」「文化」を重視する教育を前文に記述。</p> <p>中教審答申では、各条文において新たに規定する理念として「日本の伝統、文化の尊重」を記述。</p> <p>【「公共の精神」について】 政府案は、「公共の精神」を尊ぶ人間の育成を記述。</p> <p>中教審答申や学習指導要領では、公共の精神の涵養が重要である旨（小中学校の道徳では「奉仕」「公共のために役立つ」「公德心」）記述。</p>
<p>教育の目的・目標・方針</p> <p>第一条（教育の目的）</p> <p>一 教育の目的は、各個人に内在する可能性と価値を開花させ、心豊かな個人を育成するとともに、共同体とのかかわりの中で人格を陶冶し、家庭、社会、国家、ひいては世界に貢献する日本人の育成を図ることにある。</p> <p>二 この目的を達成するため、あらゆる段階において、伝統と文化の尊重、愛国心の涵養及び道徳性の育成を図るものとする。</p> <p>第二条（教育の方針）</p> <p>一 教育は、あらゆる機会、あらゆる場所で行われなければならない。国民は、ひとしく教育の目的達成に努めるものとする。</p> <p>二 国民は、教育の目的を達成するに当たり、その自由と権利が尊重され、国家の一員としての責任を自覚して社会的参加を果たし、文化の継承と発展に貢献するよう努めるものとする。</p> <p>三 男女は、互いにその特性を生かし、相互に協力し合って家庭、社会、国家を共に担う責務があることを、教育上重視するものとする。</p>	<p>【「人格の完成」について】 政府案は、現行法と同様「人格の完成」を教育の目的としている。</p> <p>【「自律心」「道徳心」について】 政府案は、「自主及び自律の精神」、「豊かな情操と道徳心」、議連案は、「道徳性」の育成を記述。</p> <p>中教審答申や指導要領は「道徳心」「自律心」の涵養を記述（小中学校の道徳は「道徳性」を養う、「自律の精神」を重んじる旨、記述）。</p> <p>【「伝統と文化」について】 政府案、議連案とも、「伝統と文化を尊重」することを記述。</p> <p>中教審答申や指導要領も同様（小中学校の国語、社会、道徳は、我が国の文化、伝統への理解と愛情、歴史や伝統を大切にすることを記述）。</p> <p>【「愛国心」について】 政府案は、「我が国と郷土を愛する…態度を養う」、議連案は、「愛国心の涵養」を記述。</p> <p>中教審答申や指導要領は、「郷土や国を愛する心」の涵養を記述（小学校社会は「国を愛する心情」、小学校道徳は「郷土や国を愛する心」、中学校道徳は「日本人としての自覚を持って国を愛し」「地域社会の一員としての自覚を持って郷土を愛し」と記述）。</p> <p>【「他国」の扱いについて】 政府案は、「他国を尊重」「国際社会の平和と発展に寄与」、議連案は、「世界に貢献する日本人の育成」を記述。</p>

教育基本法	政府案
生涯学習の理念	
-	<p>第三条（生涯学習の理念） 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p>
教育の機会均等	
<p>第三条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>	<p>第四条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>
義務教育	
<p>第四条（義務教育） 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。</p>	<p>第五条（義務教育） 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。</p>
男女共学	
<p>第五条（男女共学） 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。</p>	<p>【再掲・抄】第二条（教育の目標） 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p>
学校教育、教員	
<p>第六条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p>	<p>第六条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。</p> <p>第九条（教員） 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。</p>
大学教育	
-	<p>第七条（大学）</p>

超党派議連「教育基本法改正促進委員会」(案)	備考
	指導要領は、他国の文化等を尊重する旨(小中学校社会は、「我が国や諸外国の文化や伝統を尊重しようとする態度を養う」「国家間の相互の主権の尊重と協力」)記述。
<p>生涯学習の理念</p> <p>第四条(生涯学習)</p> <p>一 国及び地方公共団体は、国民が生涯にわたってあまねく学習の機会を得ることが出来るよう、教育機会の整備拡充に努めるものとする。</p>	【生涯学習について】 中教審答申は、家庭教育、学校教育、社会教育を通じ、生涯にわたる学習に取り組むことが不可欠な旨、記述。
<p>教育の機会均等</p> <p>第三条(教育の機会均等)</p> <p>一 すべて国民は、その能力に応じてひとしく教育の機会が与えられ、人種、信条、性別、身体上若しくは精神上の障害又は社会的身分によって、教育上差別されない。</p> <p>二 国及び地方公共団体は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者への奨学の方法を講じなければならない。</p>	【能力と機会について】 中教審答申は、引き続き同様に規定することが適当とし、政府案は、「ひとしく、その能力に応じた」と、議連案は「その能力に応じてひとしく」と記述。 【障害者の教育について】 政府案は、障害者への教育上の支援を明記。
<p>義務教育</p> <p>第九条(義務教育)</p> <p>一 国は、義務教育に対する権限と責任を有する。</p> <p>二 国民は、教育の目的を達成するため、その保護する子供に一定期間の普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>三 義務教育は、これを無償とする。</p> <p>第十条(初等中等教育)</p> <p>一 国は、初等中等教育について全国的に一定水準を確保する責務を有し、内容その他の基本的な事項を定めるとともに、その達成状況の評価を行う。</p> <p>二 地方公共団体は、国の定めた初等中等教育に関する施策を確実に遂行するものとし、更に地域の特性に応じ、独自の基準の制定その他の独自の施策を立案実行することができる。</p>	【義務教育の年限について】 中教審答申は、9年間の記述を適当としていたが、政府案、議連案とも年限を削除。「普通教育」の期間を別途法定。 【義務教育の目的について】 政府案は、「教育の目的」と同趣旨の規定を記述。 【水準について】 政府案、議連案とも、水準確保の責務を国と地方公共団体に課す。 【費用について】 政府案は現行法同様「授業料は徴収しない」とし、議連案は憲法同様「義務教育は無償」と記述。
<p>男女共学</p> <p>【再掲・抄】第二条(教育の方針)</p> <p>三 男女は、互いにその特性を生かし、相互に協力し合って家庭、社会、国家を共に担う責務があることを、教育上重視するものとする。</p>	【男女共同参画社会について】 中教審答申は、男女共同参画社会は未実現だが、性別による制度的な教育機会の差異はないとして共学規定の削除を求め、政府案、議連案とも記述なし。政府案は「教育の目標」の一つに「男女の平等」を挙げ、議連案は「互いに特性を生かし、相互に協力」と記述。
<p>学校教育、教員</p> <p>第七条(学校教育)</p> <p>一 法律に定める学校における教育活動は、公の性質をもつ。</p> <p>二 学校教育は、教育の目的を実現するための中心的な機能を有する。</p> <p>第十三条(教員)</p> <p>一 法律に定める学校の教員は、法令に従い、教育の崇高な使命を自覚して教員としての資質と能力の向上を図り、専門性を高め、その職責を遂行して教育の目的達成に努めるものとする。</p> <p>二 国及び地方公共団体は、教員の身分を尊重し、その待遇の適正を図らなければならない。</p> <p>三 初等中等教育に携わる教員は、教育活動の全ての領域について、適切な指導と評価を受けるものとする。</p>	【学習者の責務について】 政府案は、教育を受ける者に対し、規律を守ること、学習意欲を高めることを求める。 【教員の資質向上と指導・評価について】 政府案、議連案は、不断の「研究と修養」「養成と研修の充実」「専門性の向上」を記述。また、議連案は、初等中等教育の教員に対し、適切な指導と評価を受けることを求める。 中教審答申は、「研究と修養に励み、資質向上を図る」旨、記述。
<p>大学教育</p> <p>第十一条(高等教育)</p>	【大学と学問の自由について】 政府案は、大学

教育基本法	政府案
	<p>大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p>大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>
<p>私立学校教育の振興</p>	<p>第八条（私立学校）</p> <p>私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。</p>
<p>家庭教育</p>	<p>第十条（家庭教育）</p> <p>父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>幼児期の教育</p>	<p>第十一条（幼児期の教育）</p> <p>幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p>
<p>社会教育</p> <p>第七条（社会教育）</p> <p>家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。</p>	<p>第十二条（社会教育）</p> <p>個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p>
<p>学校・家庭・地域の連携協力</p>	<p>第十三条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）</p> <p>学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。</p>
<p>国家・社会の主体的な形成者としての教養</p> <p>第八条（政治教育）</p> <p>良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>	<p>第十四条（政治教育）</p> <p>良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>
<p>宗教に関する教育</p> <p>第九条（宗教教育）</p> <p>宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>	<p>第十五条（宗教教育）</p> <p>宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>

<p>超党派議連「教育基本法改正促進委員会」(案)</p> <p>一 高等教育は、高度で専門的な知識を備えた人材の育成を図るとともに、真理の探究を通じて、新たな知見を生み出し、学術の進展や我が国及び国際社会の発展に貢献することを期して行われなければならない。</p>	<p>備考</p> <p>の役割の中で「大学の自主性・自律性の尊重」を記述。同時に、大学の社会的役割を明記。中教審答申も役割の重要性を記述。</p>
<p>私立学校教育の振興</p> <p>第十二条(私学振興)</p> <p>一 国及び地方公共団体は、公教育の一翼を担う私立学校の重要性にかんがみ、その振興に努めるものとする。</p> <p>二 私立学校の建学の精神及びその多様性と自主性は尊重されなければならない。</p>	<p>【私立学校の重要性について】 政府案、議連案とも、私学とその振興の重要性を記述。中教審答申も同趣旨を記述。また、政府案、議連案とも、私学の自主性を尊重。政府案は、私学助成の努力義務を明記。</p>
<p>家庭教育</p> <p>第五条(家庭教育)</p> <p>一 教育の原点は家庭にあり、親は人生最初の教師であることを自覚し、自らが保護する子供を教育する第一義的責任を有する。</p> <p>二 国及び地方公共団体は、家族の絆を育成及び強化し、家庭教育の充実を図るため適切な支援を行う責務を有する。</p>	<p>【家庭の教育責任について】 政府案、議連案とも、子どもの教育の「第一義的責任」は親にあると記述。国と地方公共団体による家庭教育への支援の努力義務を明記。中教審答申も同趣旨(家庭の教育力が低下しており、保護者が責任を自覚することがまず重要である旨)を記述。</p>
<p>幼児期の教育</p> <p>第六条(幼児教育)</p> <p>一 幼児教育が生涯にわたる人間形成の基礎となる重要性にかんがみ、国及び地方公共団体は、その振興に努めるものとする。</p> <p>二 国は、幼児の心身ともに健やかな発育を期し、幼児教育の大綱の基準を定める。</p> <p>三 幼児教育は、家庭との緊密な連携を図り、これを助け、かつ補完するものでなければならない。</p>	<p>【幼児教育の振興について】 政府案、議連案とも、幼児教育を生涯にわたる人格(人間)形成の基礎と位置付け、その振興を国と地方公共団体の努力義務として明記。</p> <p>幼児教育と普通教育の関係、幼児教育の対象となる子どもの定義はない。</p>
<p>社会教育</p> <p>【再掲】第四条(生涯学習)</p> <p>一 国及び地方公共団体は、国民が生涯にわたってあまねく学習の機会を得ることが出来るよう、教育機会の整備拡充に努めるものとする。</p>	<p>【社会教育の振興について】 政府案では、現行法同様、国と地方公共団体に対し、社会教育の機会提供を努力義務として記述。中教審答申も同趣旨を記述。議連案は、「生涯学習の機会提供」として記述。</p>
<p>家庭・学校・地域の連携協力</p> <p>第八条(学校・家庭・地域の連携と協力)</p> <p>一 国及び地方公共団体は学校、家庭及び地域社会が相互に緊密な連携と協力を図り、教育の目的達成と教育環境の整備を図るよう努めるものとする。</p>	<p>【地域の役割について】 政府案は「地域住民」に対し、学校・家庭との連携協力を要請、議連案は国と地方公共団体に対し、学校・家庭・「地域社会」の連携協力を図ることを求めている。中教審答申も同趣旨を記述。</p>
<p>国家・社会の主体的な形成者としての教養</p> <p>第十五条(公民教育)</p> <p>一 公民教育は、国民が社会における自己の責任を自覚し、国家社会の発展に積極的役割を担うことを目的として行われなければならない。</p> <p>二 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>	<p>【政治教育・公民教育について】 政府案は、現行法と同趣旨を記述。議連案は、「政治的教養」の文言を使用せず、公民教育の目的を記述(中教審答申も同趣旨を記述)。</p>
<p>宗教に関する教育</p> <p>第十六条(宗教に関する教育)</p> <p>一 宗教に関する教育は、宗教への理解と寛容の態度を養うことが重視されなければならない。</p> <p>二 宗教的情操の涵養は、道徳の根底を支え人格形成の基盤となるものであることにかんがみ、教育上特に重視するものとする。</p> <p>三 国及び地方公共団体が設置する学校においては、特定宗教の信仰に導き、又はこれに反対するための教育を行ってはならない。</p>	<p>【宗教的情操の涵養について】 政府案は「宗教に関する一般的な教養」を記述。議連案は「宗教的情操の涵養」を明記。</p> <p>中教審答申は「宗教に関する知識、宗教の持つ意義を尊重」と記述。指導要領は、小中学校道徳において、「人間の力を超えたものに対する畏敬の念を持つ(深める)」と記述。</p> <p>(「宗教の社会生活における地位」とは、「宗教が歴史上社会生活において果たしてきた役割、過去の偉大なる宗教家の人格、宗教が現在の社会生活において占めている地位、及びその社会的諸機</p>

教育基本法	政府案
職業教育	
-	<p>【再掲・抄】第二条（教育の目標） 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p>
環境教育	
-	<p>【再掲・抄】第二条（教育の目標） 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p>
教育行政、国と地方公共団体の役割	
<p>第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。</p> <p>第十一条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。</p>	<p>第十六条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p> <p>第十七条（教育振興基本計画） 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p> <p>第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。</p>

超党派議連「教育基本法改正促進委員会」(案)	備考
	<p>能、及び宗教の本質等」(教育法令研究会「教育基本法の解説」昭和22年)) (「宗教的情操の涵養」とは、「宇宙の神秘でありますとか、生命の不可思議でありますとか云ふやうなことに對しまして、非常に敬虔な念を起すと云ふやうな所迄導いて參る訳であります。其の上に於いてさうした氣持から一人々々が或は仏教に進み、或はキリスト教に進む、是は公立学校の領域ではございませぬので、其の素地を培ふと云ふ程度」(文部事務官 稲田清助君)(貴族院教育基本法案特別委員会 昭和22.3.19))</p>
<p>職業教育 第十四条(職業教育) 一 国及び地方公共団体は、国民が個性と能力に応じ、職業に関する知識と技能を身につけることを期し、職業教育の振興に努めるものとする。</p>	<p>【職業生活との関連について】 政府案は「教育の目標」の一つに「勤労を重んずる態度を養うこと」を挙げ、議連案は、職業教育の振興を国と地方公共団体の努力義務とした。 中教審答申は、価値観が多様化する中で「的確な職業観・勤労観や職業に関する知識・技能を身に付けさせる」ことを記述。指導要領は、小中学校の社会、道徳、特別活動において、職業観、勤労観の育成について記述。</p>
<p>環境教育 第十七条(環境教育) 一 地球環境を保全するため、あらゆる段階において、自然を尊び、自然との共生や一体感をはくくむ教育を重視するものとする。</p>	<p>【環境教育について】 政府案は「教育の目標」の一つに「環境の保全に寄与する態度を養うこと」を挙げ、議連案は、環境教育を「重視するものとする」と記述。 中教審答申は、「自然を尊重し、愛することが命あるものを守り、慈しむことにつながる」と記述。指導要領は、小中学校の総合的な学習の時間、社会、理科、道徳等において、環境教育について記述。</p>
<p>教育行政、国と地方公共団体の役割 第十八条(国及び地方公共団体の役割分担) 一 国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られるよう、地方公共団体との適切な役割分担を行い、これを監督する権限を有する。 二 地方公共団体は、国との緊密な連携を図り、区域内の教育に関する施策を策定し、これを実施する権限と責任を有する。</p>	<p>【「不当な支配」について】 中教審答申は「教育は不当な支配に服してはならないとする規定は、引き続き規定することが適当」と記述。 政府案は、同趣旨を記述。議連案は、同趣旨の規定なし。</p>
<p>第十九条(教育振興基本計画) 一 国は教育の目的を達成するため、総合的な基本計画を定めるとともに、それを実施する責務を有する。 二 国は、毎年、基本計画について達成状況その他の必要な事項を国会に報告しなければならない。</p>	<p>(不当な支配の主体についての最高裁判決 抄) 「思うに、憲法に適合する有効な他の法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為がここにいう「不当な支配」となりえないことは明らかであるが、上に述べたように、他の教育関係法律は教基法の規定及び同法の趣旨、目的に反しないように解釈されなければならないのであるから、教育行政機関がこれらの法律を運用する場合においても、当該法律規定が特定の命じていることを執行する場合を除き、教基法十条一項にいう「不当な支配」とならないように配慮しなければならない拘束を受けているものと解されるのであり、その意味において、教基法十条一項は、いわゆる法令に基づく教育行政機関の行為にも適用があるものといわなければならない。」(昭和51.5.21大法廷判決：旭川学力テスト事件)</p>
<p>第二十条(補則) 一 この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。</p>	<p>【教育投資と教育振興基本計画について】 政府案は、国と地方公共団体に対し、「必要な財政上の措置」を義務付け。基本計画との関係は記述なし。議連案は、基本計画の「達成状況」を毎年、国会に報告することを義務付け。 中教審答申は、政策評価の定期的な実施による達成状況や投資効果の明示の必要性を記述。</p>